

# 自転車は車のなかま

## 自転車はルールを守って安全運転

令和6年3月 天童市立津山小学校

自転車に関連する交通事故は、全交通事故の約2割を占めています。  
ルールを守って、安全に楽しく自転車に乗りましょう。

★ 自転車は軽車両です。

- ・子どもが被害者になる事故だけでなく、加害者になる事故も起きています。
- ・自転車の保険に加入していただいていると思いますが、万一事故があったときは、近くの大人の人に警察へ連絡してもらうよう、ご家庭でも声がけください。

1. 体に合った自転車を選びましょう。

- ・ハンドルやブレーキをらくににぎることができます。
- ・サドルにまたがって、両足の先が地面につきます。

2. きちんと整備された自転車に乗りましょう。

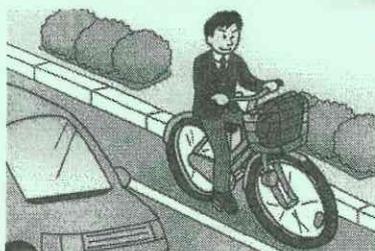


・自転車の点検・整備をお願いします。

3. 自転車安全利用5則を守りましょう。(警察庁HPより)

①自転車は車道を通行が基本

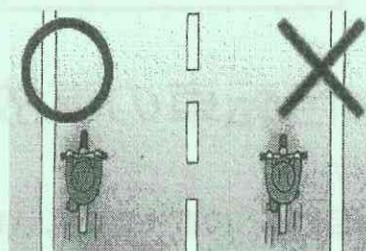
13歳未満の運転者は歩道を通行してもよい



道路交通法上、自転車は軽車両です。

②車道は左側を通行

左端に寄って通行しましょう。



③歩道は歩行者優先

危ない時は降りましょう。



④安全ルールを守る



- ・信号を守る
- ・交差点での一時停止と安全確認など

交通標識をしっかり見て守りましょう。

⑤子どもはヘルメットを着用



2008年の改正道路交通法施行で、13歳未満の子どもに自転車用ヘルメットを着用させることは保護者の努力義務とされました。  
ヘルメットは、事故時に額を保護するために、かつ脱げないように水平にかぶります。ストラップがゆるんでいないことも大切です。